

（3）生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ①年度当初の担任と生徒との二者面談、あいさつ運動、美化委員会と連携した落ち葉掃き清掃などの活動や校外での体験活動を通して、生徒と教師や周囲の人々との触れ合いや信頼関係を大切にし、豊かな人間関係を築ける生徒の育成を目指す。
- ②いじめ防止対策推進委員会を中心に、いじめ防止のための校内体制を確立し、学校環境適用感尺度に係る調査、アンケートなどの実施や個人面談、三者面談等を活用していじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ③生活指導部が中心となり、実態に即した基本的な生活習慣の確立や規範意識向上のための指導を計画的に進めていく。令和4年度12月に出された生徒指導提要(改訂版)を活用しながら、全教職員が一体となって指導に当たる。

イ 進路指導

生徒一人一人の自己実現のため、自己理解・自己管理能力を深め将来にわたる生き方を考え、自らの進路を切り開く力を身に付けさせる。キャリアプランニング能力を育成するために、発達段階に応じ三年間を見通した進路指導を計画する。生涯にわたり、学習を継続しようとする課題対応能力を育み、進路を主体的に選択できるようにする。また、SDGsの環境学習を中心とする体験的な学習を通して、人間関係形成・社会形成能力を育む。

（4）特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

特別支援教室専門員、臨床心理士との連携を密にしながら、校内の特別支援教育を計画的に進め、個に応じた支援体制の充実を図る。また、教育相談室、特別支援学校など外特別支援教育コーディネーターが中心となり、スクールカウンセラーや巡回指導教員、部機関とも綿密に連携する。

イ 帰国生徒や外国人生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

担任・国語科・英語科・特別支援教育コーディネーターが中心となり、組織的な学校生活への適応を支援する。また、日本語指導員の配置や、タブレット端末の翻訳機能を活用して生徒の日本語の習得を促す。

ウ 不登校生徒への配慮に関わること

不登校・不登校傾向にある生徒及び教室に居場所がない等の生徒のために、ステップ・タイム(校内フリースクール)を設置し、地域人材の協力を得ながら全教職員が一体となって生徒に寄り添う対応をとる。また、家庭との連絡を密にし、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センター、家庭と子どもの支援員や児童相談所等の関係諸機関と連絡を取りながら、生徒の実態を考慮した指導を行う。